

河川整備基本方針の改定について

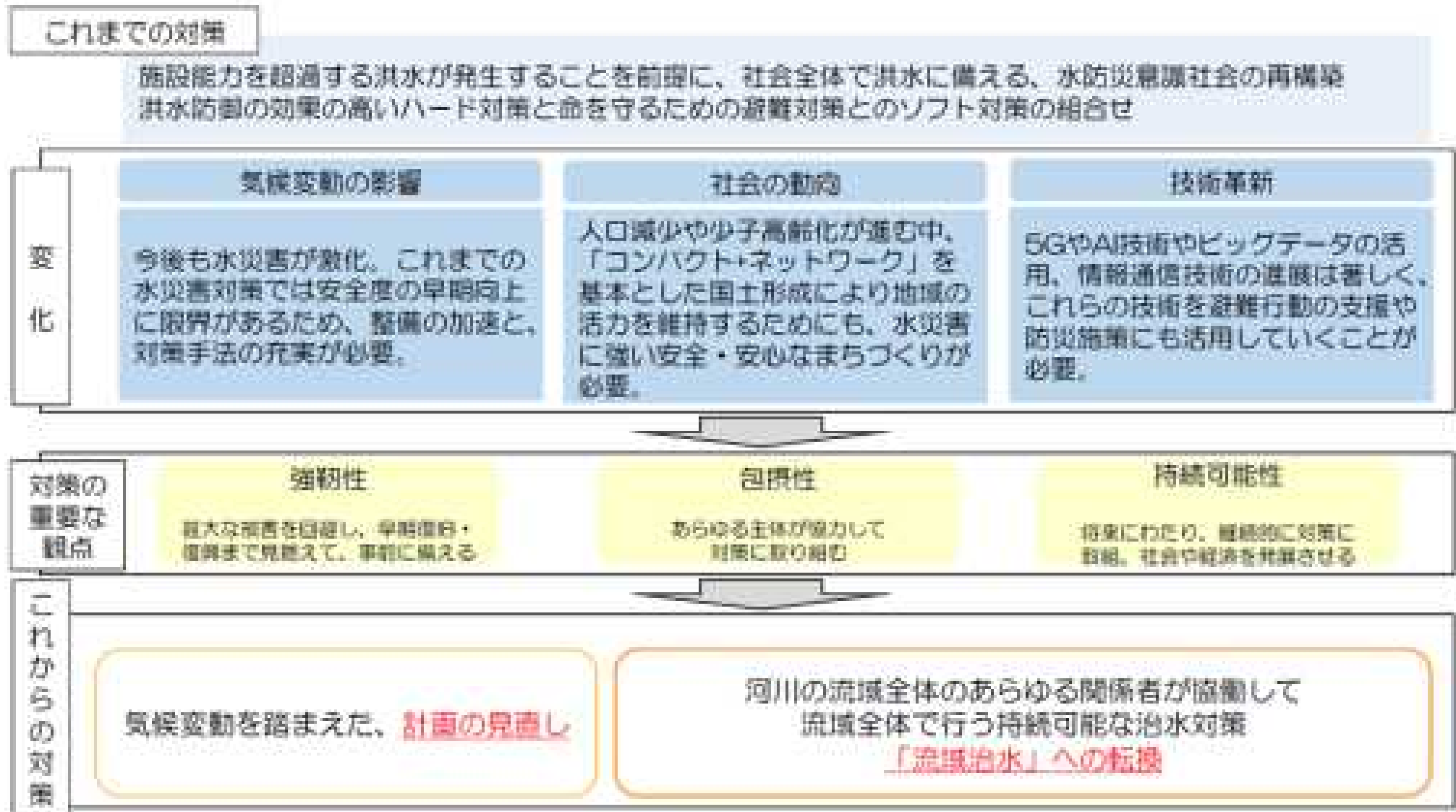
令和6年12月18日

国土交通省 中部地方整備局
浜松河川国道事務所

- (1) 河川整備基本方針変更の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 河川整備基本方針変更に向けたスケジュール・・・・・・・・ 6

気候変動を踏まえた計画へ見直し

○近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**



気候変動を踏まえた計画へ見直し

- 「治水計画を、過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、

気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

※ 世界の平均気温の上昇を2度にするシナリオ（パリ協定が目標としているもの）

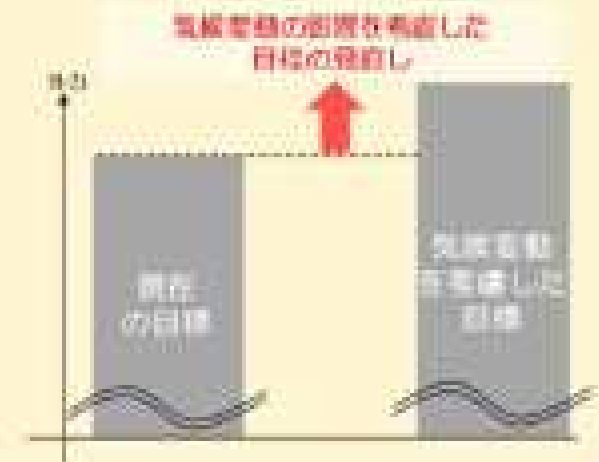
気候変動 シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模(1/100等))
2℃上昇相当	約1.1倍



降雨量が約1.1倍となった場合

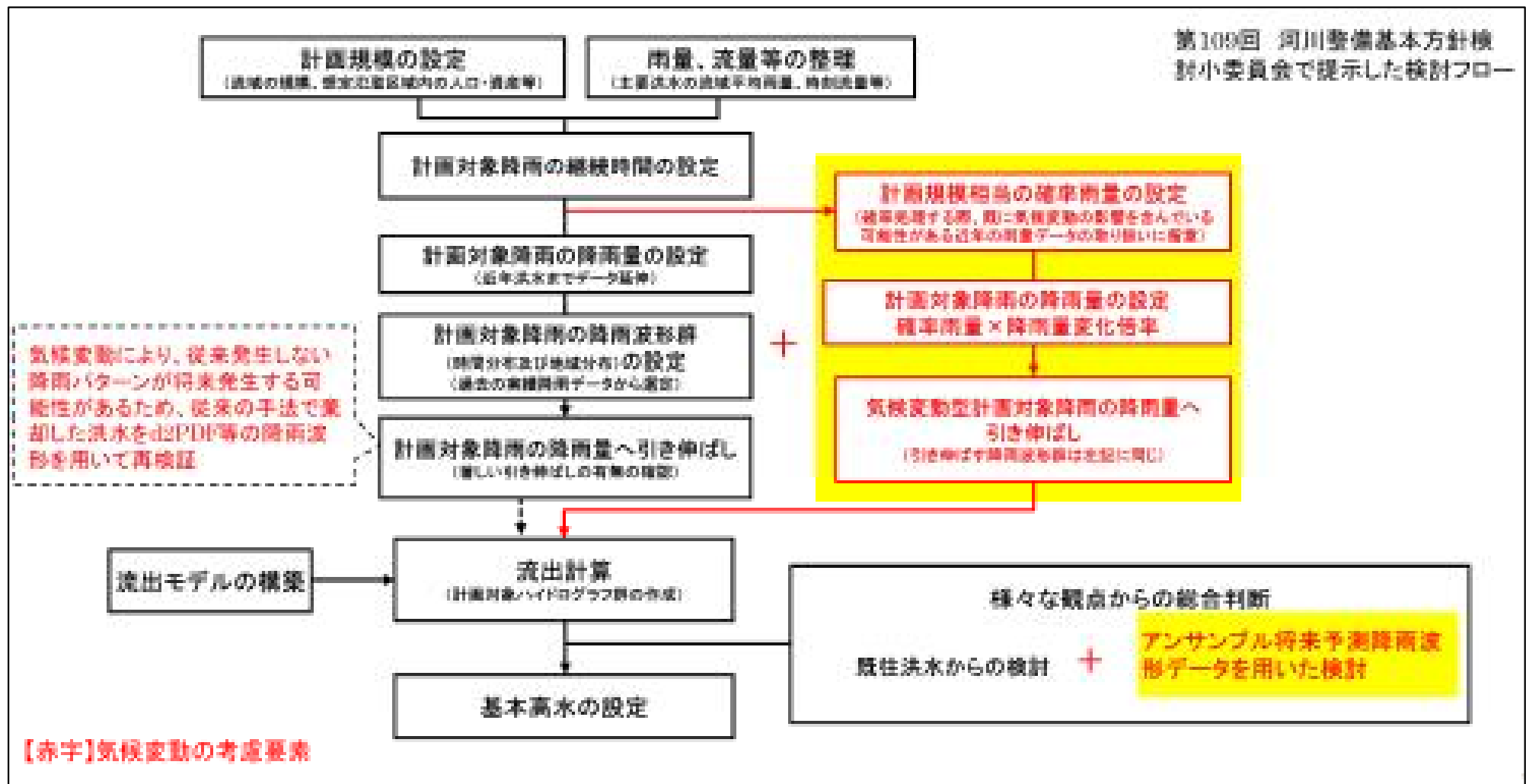
全国の平均的な 傾向【試算結果】	流量	洪水発生頻度
	約1.2倍	約2倍

※ 流量変化倍率及び洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の河川整備の基本とする
洪水規模（1/100～1/200）の降雨に降雨量変化倍率を乗じた場合と乗じない場合
で算定した、現在と将来の変化倍率の全国平均値



基本高水の設定の流れ

- 計画規模の設定、計画対象降雨の降雨波形の設定、計画対象波形の降雨量へ引き延ばし、流出解析、総合判断により基本高水を設定するというこれまでの河川整備基本方針策定の過程で蓄積された検討の流れを基本に、気候変動の影響を基本高水の設定プロセスに取り入れる。
- 計画降雨波形の降雨量には、実績降雨データから得られた確率雨量に過去の再現計算と将来の予測の比（降雨量変化倍率）を乗じて、基本高水を決定する。



「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。



河川整備基本方針の変更手続き

